

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年7月29日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市中京区西ノ京桑原町1番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社島津製作所 代表取締役社長 山本靖則			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	1,343 台	49 台	23 台	1,279 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	667 台	46 台	21 台	861 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	28.3	キログラム	144.6	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	42.3	キログラム	9.93	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	簡易点検表を作成し、それに基づき点検を実施している。			
	廃棄時	第1種特定製品の廃棄時は代替用冷媒フロンの回収も含め依頼するようにしている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	3カ月に1回簡易点検を実施し、異音異臭、外観点検を実施している。			
	廃棄時	冷媒の充填・回収を行った業者から提出される冷媒フロン類充填・回収証明書により適切に処理されたことを確認した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	設備更新の際は地球温暖化係数が低いトッランナー機器の導入を検討する。				
特記事項	冷蔵機器及び冷凍機器について、未確認機器が発見されたため、管理対象に加えております。そのため年度末の保有台数が大幅に増加しました。				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。